# 適合証明技術者登録の追加登録について

受付期間 平成29年7月18日~8月1日

(土・日・祝をのぞく)

申 込 先 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階

一般社団法人 東京都建築士事務所協会

講 習 日 平成29年9月5日(本会 会議室で実施します)

#### 登録概要

この制度は、住宅金融支援機構・フラット35(中古住宅)(リ・ユース住宅)リフォーム融資利用の住宅について、所有者等からの依頼により、登録建築士が当該物件の書類検査・現場検査を行い、機構の定める融資対象物件基準への適合性を確認する適合証明業務を行うものです。

このたび適合証明登録者の追加募集と講習会を行います。ご希望の方は下記内容をよくご確認の上、登録を行って下さい。

### 登録について(申込方法等)

1 登録申請者

士法23条の3に基づき東京都に建築士事務所を登録している開設者(個人・法人を問いません。)

2 適合証明技術者(適合証明業務を行う登録予定建築士)

東京都に登録している建築士事務所(登録申請者)に所属している建築士で今回の 募集で新規登録を希望する方(講習会を必ず受講できる建築士)

※登録申請は建築士1名ずつで行って下さい。

住宅金融支援機構の所定HPに適合証明技術者の登録情報(建築士事務所名称、 所在地、適合証明技術者氏名、建築士資格種別、電話、ファクシミリ等)を開示します のでご了解の上申請してください。

二級建築士/木造建築士においては適合証明技術者の規程により調査範囲が定められております。

適合証明登録は建築士事務所毎であり、調査技術者は所属建築士となります。

3 申込先 (郵送受付先)

一般社団法人 東京都建築士事務所協会 適合証明係 〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-17 渡菱ビル3階

4 申請書配布期間

平成29年7月18日 (火)  $\sim$ 8月1日 (火) 間平日10時 $\sim$ 11:30 13時 $\sim$ 16時 (都合により7月26日 (水) は配布を休ませて頂きます。ご了承ください)

5 登録有効期間

登録証明書交付後~平成30年9月30日(追加登録のため有効期間は1年です) 必ず講習会を受講して下さい。講習終了後、会場で登録証明書を交付します。 申込時に必要なもの

A 申請書と添付書類

登録申請書(記入・所定箇所に押印・写真を貼ったもの)

登録確認書(記入・所定箇所に押印したもの)

申請書・確認書は複写用紙につきダウンロードは出来ません。登録予定の方は受付期間 中に配布しますので、お手数ですがご来会下さい。郵送送付は行いません。

添付書類 (登録予定者本人確認:運転免許証等の写し)

(建築士事務所の登録通知書または登録証明書の写し)

(登録予定建築士の免許証の写し)

(写真: 3枚(含貼付分))

(写真サイズ 縦3センチ×横2.4センチ)

谪合技術者業務講習会 申込書

登録料等振込金額明細書(指定口座へ振込後、金額明細を記入して下さい)

- B 登録に要する費用 (1名あたりの費用 消費税込)
  - 1登録料 11,880円
  - 2 受講料 9,154円
  - 3テキスト 4,989円 1~3合計 26,023円
- (一旦振込された受講料は講習を欠席されても返金致しません)

(テキストは講習会当日 会場で配布します)

- 4標識 1,851円 (購入は任意です)
- ○適合技術者登録料・受講料テキスト代等は事前に所定口座にお振込の上、振込金額明細書に振込控(写しでよい)を貼付、登録申請時に同時提出して下さい。協会窓口での現金払込は出来ません。なお振込手数料は申込者の負担となります。振込控をもって領収書に代えさせて頂きます。

### 登録料・受講料等の振込先

- 三菱東京UFJ銀行 浜松町支店 普通1028733
- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会
- ○登録申請書、確認書等は記入例に従い、所定の内容を記入捺印等行って下さい。
- ○適合講習日は9月5日(13時~17時10分)に本会会議室で開催します。適合証明技術者調査内容を主とした講習です。登録申請時に同時申込してください。

登録者には受講が義務付けており、講習会を欠席すると、登録証明書の交付が受けられず、適合証明技術者業務が出来ませんので十分ご注意下さい。なお、登録予定者以外の建築士が講習会を代理出席することは出来ません。

- ○適合証明技術者の業務内容、提出書類等については、日事連HPの適合証明技術者規程をよくご確認の上、登録申請下さるようお願い致します。
- ○本会へ登録申請できるのは東京都知事登録の建築士事務所のみです。
- ○平成28年7月に登録された適合証明技術者の方は(有効期間:平成30年9月30日)です。 今回更新等の手続は必要ありません。

## 問合せ 一般社団法人 東京都建築士事務所協会

電 話 03-3203-2601

本会案内図URL: http://www.taaf.or.jp/about/map.html